

沖縄県本庁庁舎等電気工作物保安規程

平成10年4月1日
沖縄県訓令第34号
沖縄県警察本部訓令第14号

[沿革] 平成17年3月31日訓令第38号・警察本部訓令第1号、平成21年3月16日訓令第9号・警察本部訓令第5号改正、令和2年3月17日訓令第5号・警察本部訓令第1号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、沖縄県庁舎等管理規則（昭和47年沖縄県規則第4号）第2条第1号及び第4号に規定する本庁舎等及び県議会庁舎等並びに沖縄県警察庁舎等の管理に関する訓令（平成7年沖縄県警察本部訓令第1号）第2条第3号に規定する本部庁舎（以下「本庁舎等」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(遵守義務)

第2条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務（以下「保安業務」という。）を行う者は、関係法令及びこの訓令を遵守しなければならない。

(保安業務の組織等)

第3条 本庁舎等の電気工作物の保安業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める庁舎管理責任者（以下「管理者」という。）が行う。

- (1) 本庁舎等 総務部長
- (2) 県議会庁舎等 議会事務局長
- (3) 警察本部庁舎 警務部長

2 総務部管財課に法第43条に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置く。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定により主任技術者を選任しないことができる場合は、この限りでない。

3 保安業務に関する組織構成、指揮命令系統及び連絡系統は、別表第1のとおりとする。

(主任技術者の職務)

第4条 主任技術者の保安監督の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気工作物に係る保安及び保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守及び検査の立会いに関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。

- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 電気工作物の保安業務の記録に関すること。
- (7) 電気に関する保安用機材及び書類の整備に関すること。

(管理者の義務)

第5条 管理者は、電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求め、その意見を尊重するものとする。

- 2 管理者は、法令の規定により所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係がある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
- 3 管理者は、所管官庁が法令に基づき行う電気工作物に係る検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第6条 保安業務に従事する職員（以下「従事者」という。）は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第7条 管理者は、主任技術者が病気その他のやむを得ない事情により不在となった場合に当該主任技術者の業務を代行する者（以下「代行者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代行者は、主任技術者が不在のときは、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(保安教育)

第8条 主任技術者は、従事者に対し、本庁庁舎等の電気工作物の実態に即した必要な保安に関する知識及び技能の教育を行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第9条 主任技術者は、従事者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について、実地の指導訓練を行うものとする。

(工事計画)

第10条 主任技術者は、電気工作物の保安を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、管理者の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第11条 管理者は、電気工作物に関する工事の実施に当たっては、主任技術者の監督の下にこれを施行するものとする。

- 2 管理者は、電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者にこれを検査させ、保安上支障のないことを確認した後引き取るものとする。

(巡視、点検、測定等)

第12条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定（以下「点検等」という。）を行う場合は、別表第2に定める基準により行わなければならない。

2 主任技術者は、点検等の指導監督を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

(点検等に関する管理者の義務)

第13条 管理者は、電気工作物の点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、若しくは移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持するものとする。

(事故の再発防止)

第14条 管理者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないように措置するものとする。

(運転、操作等)

第15条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作順序、操作方法等についてあらかじめ定めておかななければならない。

2 従事者は、事故その他異常が発生した場合には、法令に定める事故の軽重の区分に従い、所定の関係機関に迅速に報告し、若しくは連絡し、又は指示を受ける等の措置その他の適切な応急措置をとらなければならない。

3 管理者は、前項の規定により報告し、又は連絡すべき事項及び経路を受電室その他見やすい場所に掲示しておかななければならない。

4 従事者は、受電用遮断器の操作に当たっては、必要に応じて関係電気事業者の事業所と連絡して行うものとする。

(防災体制)

第16条 管理者は、災害その他非常時に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置を取ることができるような体制を整備しておくものとする。

第17条 主任技術者は、災害時その他非常時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 主任技術者は、災害その他非常の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

(記録)

第18条 主任技術者は、保安業務に関する記録を、第1号様式から第3号様式までに定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。

2 主任技術者は、主要電気機器の補修記録を、第4号様式に定めるところにより記録し、必要な期

間保存するものとする。

(責任分界点)

第19条 本庁庁舎等の電気工作物と電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に定めるところによる。

(需要設備の構内配置)

第20条 需要設備の構内における配置は、別図に示すとおりとする。

(危険の表示)

第21条 管理者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのある場所等があるときには、当該場所等に人の注意を喚起するような表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第23条 主任技術者は、電気工作物に関する設計書、仕様書、取扱説明書等を整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続書類の整備)

第24条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類その他主要文書の写しを整備し、必要な期間保存するものとする。

(補則)

第25条 この訓令に定めるもののほか、自家用電気工作物の保安について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日訓令第38号・警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日訓令第9号・警察本部訓令第5号)

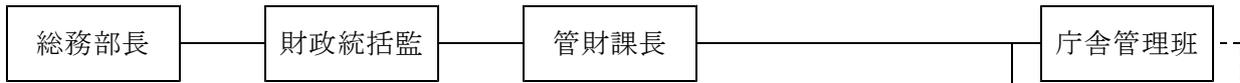
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日訓令第5号・警察本部訓令第1号)

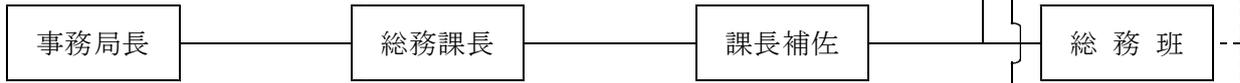
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

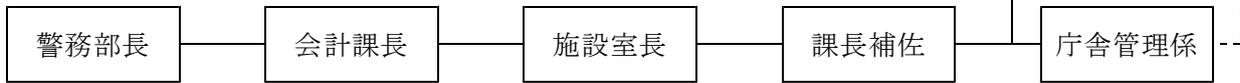
本庁舎等



県議会庁舎等



警察本部庁舎



————— 指揮命令系統

----- 連絡系統

別表第2 (第12条関係)

巡視、点検及び測定基準

項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定				
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	測定項目		
引込設備	遮断器	1	1週間	汚損、きれつ、発錆、損傷及び異音	1	1年	各部の損傷、腐食、加熱、発錆、変形及びゆるみ	1	1年	遮断速度測定、開極投入時間、最小動作電圧及び電流	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	指示灯	2	1年	操作具合及び機構点検	2	不定期	その他必要事項	2	1年	接地抵抗測定	
		3	1週間	その他外観点検	3	1年	付属装置の状態				3	不定期	必要により動作特性	
	バスダクト	1	1週間	接続部の加熱、損傷及び腐食	4	1年	接地線の状態							
					5	1年	その他必要事項							
受電設備	断路器	1	1週間	受と刃の接触、変色及びゆるみ	1	1年	受と刃の接触、加熱及び荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	汚損及び異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能							
		3	1週間	その他外観検査	3	1年	その他必要事項							
	遮断機	引込設備用と同じ。			引込設備用と同じ。			引込設備用と同じ。			引込設備用と同じ。			
	計器用変成器	1	1週間	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、異音及びヒューズの異状	1	1年	外部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損及びヒューズの接触状態				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	その他必要事項	2	1年	接地線の状態				2	1年	接地抵抗測定	
	開閉器電力ヒューズ類	1	1週間	外部の損傷、汚損、きれつ及び変色	1	1年	各部の損傷、変形、ゆるみ及びヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	その他必要事項	2	1年	その他必要事項							
	受電用変圧器	1	1週間	本体の外部点検、汚損、振動、異音及び温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ及び汚損	1	5年から10年	内部について点検(コイル、接続部リード線、鉄心その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	その他必要経費	2	1年	切換えタップ状態				2	1年	接地抵抗測定	
					3	1年	その他必要経費							
	避雷器	1	1週間	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損及び変色	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ及び汚損	1	不定期(落雷時)	内部について点検	1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	接地部の状況				2	1年	接地抵抗測定	
					3	1年	その他必要事項							
	配電盤	1	1週間	計器の異常及び表示灯の異状	1	1年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、加熱、ゆるみ及び断線	1	2年	外部の損傷、加熱、ゆるみ、断線、接触及び脱線	1	1年	絶縁抵抗測定	
2		1週間	操作、切換開閉器等の異状	2	1年	接地部の状態	2	2年	端子配線符合	2	1年	接地抵抗測定		
3		1週間	その他必要事項	3	1年	その他必要事項				3	1年	保護継電器の動作特性		
電力用コンデンサー	1	1週間	本体外部点検、漏油、汚損、異音及び振動	4	2年	その他必要事項				4	2年	計器校正、シーケンス試験		
				1	1年	各部の損傷及び腐食				1	1年	絶縁抵抗測定		
母線	1	1週間	外部の外観点検	1	1年	母線の高さ、たる				1	1年	絶縁抵抗測定		

					2	1年	み、他物との隔離距離、腐食、損傷及び加熱							
					3	1年	接続部分及びクランプ類の腐食、損傷、加熱及びゆるみ							
							がいし類、支持物の腐食、損傷及び変形							
配電設備 (屋外配線路を含む。)	断路器 遮断器 開閉器 類配電盤	受電設備用と同じ。			受電設備用と同じ。			受電設備用と同じ。			受電設備用と同じ。			
	ケーブル及びバスダクト	1	1週間	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐蝕及びコンパンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐蝕、きれつ及び損傷				1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	バスダクト接続部の腐蝕、損傷、変色及びゆるみ							
					3	1年	その他必要事項							
負荷設備	冷房装置	1	1日	計器の指示状態				1	不定期	不調時の分解点検	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1月	異音、振動、加熱、汚損及び損傷							2	1年	シーケンス試験	
		3	1月	機械の総合運転状態										
	電動機	1	1週間	異音、回転、加熱、異臭及び給油状態	1	6月	各部の汚損、ゆるみ、損傷及び伝達装置の異状				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1週間	計器の指示状態	2	6月	制御装置点検								
	3	6月		3	6月	接地線の状態								
照明設備	照明設備	1	不定期	各使用場所からの連絡による温度、不点加熱、湿気及びじんあい	1	6月	照明効果				1	6月	照度測定	
					2	6月	必要により特定対象を定めて行う。				2	1年	絶縁抵抗測定	
	配線	1	1月	開閉器の点検、湿気及びじんあい	1	1年	開閉器及び器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定	
非常用電源設備	原動機関係	1	2週間	燃料系統からの漏油及び貯油	1	1年	各主要部分の点検	1	3年	内燃機械の分解				
		2	2週間	機関の始動及び停止	2	1年	その他必要事項	2	3年	機関主要部分の分解				
		3	2週間	その他必要事項										
非常用電源設備	発電機	1	1週間	外部一般点検	原動機用と同じ。						1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	2週間	異音、回転、加熱及び異臭							2	2年	接地抵抗測定	
		3	2週間	その他運転状態										
非常用電源設備	蓄電池	1	1月	液面、沈着物、隔離板、端子、ゆるみ及び損傷	1	1年	台及びがいの腐食、損傷及び耐酸塗料のはく離	1	3年	充電装置の内部点検	1	1月	比重測定	
		2	1月	充電装置の動作状態	2	1年	床面の腐蝕及び損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う。	2	1月	液温測定	
					3	1年	その他必要事項				3	1月	電圧測定	
											4	1年	充電装置の絶縁抵抗測定	

第1号様式（第18条関係）

補修工事報告書（記録）

課長	班長	主任技術者

年 月 日 天候 温度 ℃

工事件名又は作業名				
停止時期	月 日 時 分より		日 時 分間	
	月 日 時 分まで			
機器仕様	機器名	型式	定格電圧	定格電流
	数量	製造年月日	製造番号	製造者名
	相数			
施設名				
作業記事 （状況結果） （改善意見） 説明図等				
絶縁抵抗 その他の記録 測定器名				
業者名 （直営、請負） （員数）				

注 絶縁抵抗測定の場合は、使用メガーのV及び前回測定の分と比較記入すること。

1件名1葉とすること。記事は、簡単明瞭にすること。

用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

第2号様式（第18条関係）

事 故 記 録

施 設 名 称		課 長	班 長	主任技術者	
設 備 区 分	設 備 系 統				
発 生 月 日	年 月 日 曜 日 天 候				
発 生 時 刻	年 月 日 分	停 止 時 間	時 間 分		
復 旧 時 刻	年 月 日 分				
発 生 場 所					
一 般 状 況					
原 因					
本事故に関連して発生した事故					
応 急 処 置					
事故に対する所見					
摘 要					
事 故 発 生 の 状 況			事 故 状 況 図		

第3号様式（第18条関係）

定期点検記録

施設名称					
設備の区分	設備	系統			
実施年月日	年	月	日	曜日	天候 気温
検査員所属氏名					
点検項目					
所見					
備考		検印	課長	班長	主任技術者

